

特別活動(小学校)

児童会活動はどう改善されたのか。

1 児童会活動の目標

児童会活動の目標は、学習指導要領第6章第2「各活動・学校行事の目標及び内容」の〔児童会活動〕の「1 目標」で次のように示されている。

児童会活動を通して育てたい態度や能力を、新たに目標として示した。

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

年齢が異なる児童同士の人間関係を築き、楽しい生活をつくるなど自分たちの学校生活の向上を目指して、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的、実践的な態度の育成を重視した。

児童会活動は、学校生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって行われる活動である。

児童会活動の指導に当たっては、児童会の集団の特質をよく理解し、楽しい学校生活づくりのために、より望ましい異年齢集団活動として展開できるようにすることが前提となる。このような異年齢集団活動を通して、上学年が下学年を思いやり、下学年が上学年にあこがれをもち、仲良く、協力し、信頼し支え合おうとする人間関係を形成したり、集団の一員として自分の役割を果たし、協力してよりよい学校生活づくりに積極的に取り組んだりすることについて、児童自身が意識して努力したり、自らが主体的に取り組んだりするなどの自主的、実践的な態度を育成することが求められる。

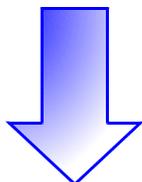
2 児童会活動の内容

児童会活動の活動内容について、学習指導要領第6章第2「各活動・学校行事の目標及び内容」の〔児童会活動〕2内容で次のように示している。

学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 児童会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 学校行事への協力

内容を明確にし活動の充実を図るために、新たに「児童会活動の計画や運営」、「異年齢集団による交流」、「学校行事への協力」の内容を示した。



(1) 児童会の計画や運営

児童が、教師の適切な指導の下に自発的、自治的な活動として児童会活動を展開するためには、年間や学期、月ごとなどに活動計画を立て、役割を分担し、協力して運営に当たれるようにする必要がある。具体的には、児童会活動の目標の実現に向けて、主として運営に当たる高学年が中心となって話し合い、児童会としての意見をまとめたり、計画を立案したり、運営に当たったりすることができるようになることが求められる。

(2) 異年齢集団による交流

児童会活動における「異年齢集団による交流」には、児童が、児童会集会活動など学年や学級の異なる他者と共に楽しく触れ合い、交流を図ることによって、望ましい人間関係を深めるような異年齢集団による活動などが考えられる。

特に、全校児童が一堂に会して行われる全校児童集会は、児童の自発的、自治的な活動を効果的に進めるとともに、異年齢集団による交流のよさを一層重視して計画・運営できるようにすることが大切である。このほか、異年齢集団活動として行う話し合い活動や各委員会からのお願いや報告、発表などの活動も異年齢集団による交流の一つである。

(3) 学校行事への協力

児童会活動における「学校行事への協力」には、教師の指導によって、児童が、学校行事の各種類の内容の特質に応じて、計画の一部を担当したり、児童会の組織を活用して学校行事の運営に協力したりする活動などが考えられる。

例えば、学芸会や運動会、学年を超えて行う遠足や集団宿泊活動などの学校行事の一部を、児童の発意・発想を生かした計画によって実施したり、各委員会の活動内容を生かした協力的な活動を取り入れて実施したりすることなどである。なお、学校行事は、児童の自発的、自治的な活動を特質とするものではないが、児童会活動として学校行事へ協力し、児童の積極的な参加の下に展開することで、児童相互の連帯感が深まるとともに活動の幅も広がり、児童会活動の充実にも結び付くのである。